

特定事業の選定について

平成26年10月29日

東吾妻町

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定により、箱島湧水発電事業を特定事業として選定しましたので、同法第 11 条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成 26 年 10 月 29 日
東吾妻町長 中澤 恒喜

特定事業の選定について

1 事業概要

(1) 事業名称

箱島湧水発電事業

(2) 事業場所

ア 水系・河川名	利根川水系吾妻川支川鳴沢川
イ 発電所位置	吾妻郡東吾妻町大字箱島字宿 791-3
ウ 取水口位置	吾妻郡東吾妻町大字箱島字橋倉 899
エ 放水口位置	吾妻郡東吾妻町大字箱島字宿 791-3
オ 放流先	群馬県水産試験場箱島養鱒センター
カ 基本計画	
平均流量	0.278m ³ /s
取水位	373.0m
放水位	287.5m
総落差	85.5m

(3) 事業目的

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき、箱島湧水を源とする鳴沢川において水力発電を実施するものであり、地球温暖化防止対策への貢献、再生可能エネルギーの推進、災害時の非常用電源確保、及び事業収入により地域の活性化を図るものです。

(4) 事業概要

本事業は、民間事業者の持つ技術能力や資金を活用する方式を導入し、民間事業者の資金で設計及び施工した水力発電設備を町に無償譲渡後、民間事業者が効率的、安定的かつ安全に発電事業を行うために運営管理及び維持管理を行い、固定価格買取制度による売電収入から当該設備の使用料を町に支払うものです。

ア 事業の要旨

- ① 事業者は、町と事業者が結ぶ契約（以下「契約」という。）に基づき、発電設備の設計、施工、施工監理を行うものとします。
- ② 事業者は、完成後、発電設備を町へ無償譲渡するものとします。
- ③ 事業者は、契約期間内、計画する発電量を確保するために、発電設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うものとします。
- ④ 事業者は、適切な計測・検証方法を導入し、発電状況を町へ報告するものとします。

イ 事業者の収入

事業者は、売電により収入を得るものとします。

ウ 町の収入

- ① 事業者は、契約に基づき売電収益の一定金額及び一定割合を町へ支払うものとします。
- ② 前号の金額及び支払方法等については、事業者選定の際に提案を求める予定であり、町と事業者の合意に基づき、契約に定めるものとします。

(5) 事業期間

事業期間は、最大 20 年間とします。

(6) 事業方式

本事業の方式は、B T O (Build Transfer Operate) 方式とします。

(7) 事業実施のスケジュール

ア 優先交渉権者（事業者）等の選定	平成 27 年 1 月
イ 最終事業者と契約締結	平成 27 年 2 月
ウ 設計・施工・施工監理・試運転調整	契約日から平成 29 年 3 月 31 日まで
エ サービス開始日	平成 29 年 4 月

2 町が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合の評価

(1) コスト算出による定量的評価

ア 算出にあたっての前提条件

本事業を町が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次の表の通りです。なお、これらの前提条件は、町が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではありません。

町の財政負担額算定の前提条件

	町が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	ア 設計費 イ 改修工事費 エ 維持管理費・運転管理費	
共通の条件	ア 物価上昇率 イ 現在価値への割引率 ウ 事業期間	0.0% 3.0% 20年間
設計・改修工事に 関する費用	・基本設計に基づき積算し設定	・性能発注及び一括発注による効率化や創意工夫等によるコスト縮減を想定して設定
維持管理・運転管理に 関する費用	・基本設計に基づき積算し設定	・創意工夫等による省力化に伴うコスト縮減を想定し、発電量も確保できるものとして設定
資金調達に関する費用	・起債	
事業収入	・売電収入の全部	・事業者からの収入

イ 定量的評価の結果

本事業は、PFI事業として実施する場合は町の財政負担はありません。資金調達のリスクはなしに、町が期待する事業収入が見込まれます。

(2) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業を P F I 事業として実施する場合、次の定性的評価が期待出来ます。

ア 設計、施工、施工監理、運転管理及び維持管理を一括して事業者任せのため、事業者の持つ専門的なノウハウや創意工夫の発揮によって、効率的かつ効果的にレベルの高い再生可能エネルギーの創出を期待できます。

イ 町が自ら実施した場合は町が事業のリスクを主に負担することになり、P F I 事業で実施した場合は町と事業者とが適正なリスク分担を行うことにより、リスクに対する対応能力を高め、事業を円滑に遂行することが期待できます。

ウ 町が自ら実施した場合は債務負担行為が発生しますが、PFI 事業として実施した場合は財政支出の負担なしに収入を得ることができるため、新たな町の財源として期待できます。

(3) 総合的評価

本事業を P F I 事業として実施する場合の定量的評価及び定性的評価により、効率的かつ効果的な実施が期待できると認められることから、本事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条に基づく特定事業として選定します。

担 当：東吾妻町役場 東（あづま）支所

住 所：〒377-0395 群馬県吾妻郡東吾妻町大字奥田 39-1

電 話：0279-59-3111

F A X：0279-59-3944

メール：azuma-s@town.higashiagatsuma.gunma.jp